

## 至誠館大学研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、本学及び競争的研究費の資金配分機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、学長をもって充てる。

(審議事項)

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント等については、至誠館大学運営会議（以下「運営会議」という。）において審議する。

2 前項の運営会議における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項

(3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項

(4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項

(5) その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口は、総務課をもって充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

制定 令和6年8月1日（制 定）